

令和 2 年度滋賀県環境審議会総会 議事

会長、副会長の決定

(事務局より)

- ・令和 2 年 5 月 22 日付滋環政 412 号および令和 2 年 6 月 1 日付け滋環政第 450 号にて会長、副会長の選出を行った結果、当審議会(令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日)の会長、副会長は以下のとおりとなりました。

会長 仁連 孝昭(滋賀県立大学名誉教授)

副会長 西野 麻知子(元びわこ成蹊スポーツ大学教授)

議事 1 会長による所属部会の指名について

(会長より)

- ・滋賀県環境審議会条例 第 6 条 第 2 項 部会に属すべき委員は、会長が指名する。に基づき、令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの各委員の所属部会を資料 2 のとおりとします。

議事 2 琵琶湖保全再生施策に関する計画の改定について(諮問)

(事務局より)

- ・県では、琵琶湖の保全及び再生に関する法律(平成 27 年法律第 75 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月に琵琶湖保全再生施策に関する計画(以下「琵琶湖保全再生計画」という。)を策定し、琵琶湖の保全及び再生に向けて施策を推進してきたところですが、令和 2 年度末をもって計画期間が満了します。
- ・これに伴い、今年度に現行計画の評価を踏まえ、計画の改定を行うこととしています。つきましては、計画の改定に当たり、貴審議会の意見を伺います。【資料 3】

(会長より)

- ・「琵琶湖保全再生施策に関する計画の改定について(諮問)」は滋賀県環境審議会運営要領第 5 条の規定に基づき、琵琶湖総合保全部会に付議することとします。

議事 3 県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問)

(事務局より)

- ・県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 26 年法律第 46 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 11 月に沓掛鳥獣保護区特別保護

地区、鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区および鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区について再指定し、鳥獣の保護及び管理に向けて施策を推進してきたところですが、令和2年10月末をもって指定期間が満了します。

- ・今年度に指定期間が満了する3箇所の鳥獣保護区特別保護地区の再指定に当たり、貴審議会の意見を伺います。【資料4】

(会長より)

- ・「県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問)」は滋賀県環境審議会運営要領第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議することとします。

議事4 各部会の活動概要について(報告)

(事務局より)

(1) 環境企画部会(資料5、2~3ページ)

- ・令和元年度は、11月に1回開催し、環境総合計画および環境学習推進計画の進行管理等について審議いただきました。
- ・令和2年度は、主に「第五次滋賀県環境総合計画の進行管理」および「第三次滋賀県環境学習推進計画の進行管理および改定」の2つの事項について、書面開催を含めて部会を3回程度開催し、審議いただく予定です。

○第五次滋賀県環境総合計画について(計画期間:令和元年度~令和12年度)

- ・滋賀県環境基本条例第12条に基づき、県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める環境行政の基本計画であり、琵琶湖保の全再生・活用や気候変動等の分野ごとに施策の方向性を定めている。
- ・「いかに環境への負荷を抑制するか」だけでなく、「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点のもと、SDGsの考え方等も踏まえ、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」と目標に掲げている。

○第三次滋賀県環境学習推進計画について(計画期間:平成28年度~令和2年度)

- ・滋賀県環境学習推進条例に基づく推進計画として、また、環境教育等促進法が策定を推奨する県の行動計画として、平成28年3月に策定。
- ・令和2年度末で計画期間が終了することから、現行計画の策定後の環境を取り巻く社会情勢の変化や環境学習の状況をふまえ、令和3年3月の改定を目指して計画改定を行う。

(2) 温暖化対策部会(資料5、4~17ページ)

- ・令和元年度は、1月に1回開催し、県域からの温室効果ガス排出実態(2017年度) 滋賀県低炭素社会づくり推進計画(以下「推進計画」という。)の進行管理等および滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(以下「条例」という。)の見直しについて審議いただきました。

- ・令和2年度は、主に「条例の改正」、「県域からの温室効果ガス排出実態（2018年度）および「推進計画の進行管理および改定」の3つの事項について、部会を5回程度開催し、審議いただく予定です。

○滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例について

- ・化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガス排出量が削減された「低炭素社会の実現」を目指し、平成23年3月に制定。
- ・「"しがCO2ネットゼロ"ムーブメント」キックオフ宣言（令和2年1月）や新たに制定された気候変動適応法（平成30年12月施行）を踏まえ、条例の改正に向けて検討中（令和元年12月に環境審議会に諮問）。

○滋賀県低炭素社会づくり推進計画（平成29年3月改定）について

（計画期間：平成23年度～令和12年度）

- ・地球温暖化対策推進法および条例に基づく計画として、平成24年3月に策定し、平成29年3月に改定（5年毎に見直し）。
- ・今世紀後半に脱炭素社会を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に向けて取組を進めることとしている。

○県域からの温室効果ガス排出実態について

- ・地球温暖化対策推進法および条例に基づき、毎年算定し公表している。
- ・2017年度の排出実態概要は下記のとおり。
- ・温室効果ガス総排出量は、1,230万t-CO₂であり、推進計画で定める基準年度（2013年度）比13.5%減、前年度比5.2%減で5年続けて減少。
- ・総排出量のうち93.8%を占める二酸化炭素の部門別割合は、産業部門が45.9%、運輸部門が21.0%、家庭部門が15.8%、業務部門が15.0%

（3）水・土壌・大気部会（資料5、18～23ページ）

- ・令和元年度は、7月、12月に開催、3月に書面での意見照会を行い、水質測定結果の報告を行うとともに、水質調査の見直し・次年度の測定計画等について審議いただきました。
- ・令和2年度は、部会を2回程度開催し、水質調査の見直しの進捗状況や水質測定結果の報告を行うとともに、次年度計画について審議いただく予定です。

○公共用水域の水質調査見直し（琵琶湖）について

- ・昭和41年から実施している琵琶湖の水質調査の見直しを開始し、令和元年度は、水質調査の実施目的の整理と課題等を検討した。
- ・今後の水質調査の実施目的は主に（1）水質汚濁の状況把握、（2）気候変動の影響把握および適応策の検討、（3）新たな水質管理に向けた評価検討の3つ。
- ・具体的な見直しに当たっては、現在の調査地点数、項目および頻度を基本とした上で、目的を達成するために必要となる体制等の確保という観点からも併せて検討することとなった。

- ・特に、調査船などの水質調査体制（設備）における課題が生じていることから、国や（独）水資源機構と共に、それらを含めた総合的な視点により、水質調査の見直しの検討を引き続き進めることとなった。

○令和元年度における琵琶湖北湖の全層循環について

- ・例年冬に見られる琵琶湖北湖の第一湖盆（水深約 90m）における全層循環が、平成 30 年度冬季に続き、令和元年度も 2 年連続で確認できなかった。
- ・底層の DO（溶存酸素）は水生生物への影響が心配される 2 mg/L よりは十分高い濃度だが、例年冬に見られる全層循環による回復（概ね底層 DO 10mg/L 程度）にまでは至っていない状況。
- ・2 年連続で全層循環が起こらなかったことは、これまで経験のないことであり、県では引き続き水質等の監視を継続。

（4）廃棄物部会（資料 5、24～44 ページ）

- ・令和元年度は 3 月に書面開催し、「第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定」、「第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況」、「（仮称）滋賀プラスチックごみゼロ推進方針の策定」、「（仮称）滋賀県食品ロス削減推進計画の策定」、「旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の状況」および「滋賀県における最終処分場の方向性」等について、審議いただきました。
- ・令和 2 年度は、「第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定」、「（仮称）滋賀プラスチックごみゼロ推進方針の策定」、「（仮称）滋賀県食品ロス削減推進計画の策定」、「旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去事業の進捗状況」について、部会を 4 回程度開催し、審議いただく予定です。

○第五次滋賀県廃棄物処理計画について（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

- ・廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会の形成を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 に基づき策定する法定計画。
- ・令和 2 年 2 月 25 日に環境審議会に諮問しており、廃棄物部会での審議を経て、令和 3 年 2 月中旬に答申いただく。答申後、最終案をとりまとめ、令和 3 年夏頃に策定・公表予定。

○（仮称）滋賀プラスチックごみゼロ推進方針について

- ・令和元年に行った「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」の取組を具体化し、着実に推進するために策定する。
- ・プラスチックごみ削減は、生産、流通、消費、廃棄に至るそれぞれの段階での取組と、県民や事業者等が連携・協力した取組が必要であり、各主体がごみ削減に向けて取るべき行動について明らかにするもの。

○（仮称）滋賀県食品ロス削減推進計画について（計画期間：令和 2 年度～令和 7 年度）

- ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 12 条第 1 項に基づき、本県における食品ロスの削減に向けた取組を着実に推進するために策定する。

- ・国が定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえ、滋賀県廃棄物処理計画や滋賀県食育推進計画等、関係法令に基づく各種の計画と調和が保たれたものとし、食品ロス削減を県民運動として推進する基本的施策などを定める。

○旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の状況について

- ・総額 81 億円で平成 25 年度から令和 2 年度の 8 年間で二次対策工事の完了を予定。
- ・対策工事は今年度で完了するが、その後についてはモニタリング調査を継続し、工事後 2 年の段階で地水水質等が実施計画の目標となる環境基準に達成しているか状況確認を行う。更に 3 年後の工事後 5 年を目途に工事の有効性について確認を行う予定している。

○滋賀県における最終処分場の方向性について

- ・クリーンセンター滋賀は令和 5 年 10 月に埋立期間が終了予定であるため、埋立終了後における本県の産業廃棄物最終処分の方向性について検討を行い、令和 2 年 1 月に県の公共関与による管理型最終処分場の新たな整備は行わないとの方向性を決定した。
- ・県内に管理型最終処分場がないことによる影響も考慮し、埋立終了後に必要となる事業者に対する具体的な支援策を関係者の意見も聴きながら、センターの埋立終了を控えた令和 4 年度までを目途に検討することとしている。

(5) 自然環境部会（資料 5、45～53 ページ）

- ・令和元年度は、7 月、9 月に 2 回開催し、「県指定希望が丘および県指定湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、「琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について」、「指定希少野生動植物種および指定外来種の追加指定について」、「保護増殖指針の策定について」審議いただきました。
- ・令和 2 年度は、主に「県指定沓掛鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）」、「県指定鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）」および「県指定鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）」の 3 つの事項について、部会を適宜開催し、審議いただく予定です。

○県指定沓掛鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

（存続期間：令和 2 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで）

- ・当該地域は、琵琶湖の最北端に位置し、福井県境とも接した山林野があり、渡り鳥のルートとして非常に重要な地域である。林相は、スギ、ヒノキ等の人工林が大部分をしめるが、急峻な谷筋や山腹では、広葉樹の群生もみられる。
- ・冬期間は、積雪が多い地域であり、暖帯と温帯の接地帯に位置するため、植物の種類が多くみられる。生息する鳥獣も多種多様にわたっていることから、これを保護していくために鳥獣保護区特別保護地区の再指定を行う。

○県指定鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

（存続期間：令和 2 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで）

- ・当該地域は高島市の南端部に位置し、自然公園法に基づく琵琶湖国立公園の第1種特別地域および第3種特別地域が設定されるなど自然豊かな区域である。
- ・このため、当該区域は主として森林性鳥類の重要な生息地となっており、鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区として再指定を行う。

○県指定鈴鹿国立公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
(存続期間：令和2年11月1日から令和12年10月31日まで)

- ・当該地域は、鈴鹿山系の御在所岳の山頂周辺に位置し、鈴鹿国立公園特別保護地区を含み自然環境に優れた地域で、猛禽類や大型哺乳動物を含む多様な生物が生息している。
- ・したがって、行動圏が広域に及び野生鳥獣の保護繁殖の拠点とするため、大規模生息地の保護を目的とした特別保護地区として再指定を行う。

(6) 温泉部会(資料5、54～55ページ)

- ・温泉部会は、部会に諮問すべき温泉法上の許可申請があった場合に開催し、その申請に対する処分について御審議いただいております。開催時期としては、資料に記載しているとおり夏期と冬期の年2回を設定しております。
- ・令和元年度は、申請が提出されず、開催はありませんでした。
- ・令和2年度についても、同様に申請があった場合に開催することとなりますが、現時点で申請は提出されていません。

(7) 琵琶湖総合保全部会(資料5、56～65ページ)

- ・県では、現在、琵琶湖に関する計画として「琵琶湖保全再生計画」と「マザーレイク21計画」が併存していることから、大きな整理として、琵琶湖保全再生計画は県と市町による施策を進める行政計画・法定計画として改定し、マザーレイク21計画は、県民、企業、団体等が主体的に琵琶湖の保全に関わることができる仕組み、枠組み((仮称)マザーレイクフレームワーク)として再構築するという方針で、検討を進めているところです。【60ページ】
- ・こうした状況の中、琵琶湖総合保全部会の令和元年度の活動として、令和元年11月25日に第1回目を開催し、琵琶湖保全再生計画に係る取組の状況やマザーレイク21計画の進捗の状況に関してご報告しますとともに、令和2年度末で計画期間が満了する両計画の改定や今後にあり方についてご審議いただきました。【57ページ～59ページ】
- ・また、令和2年3月9日に第2回目を開催し、マザーレイク21計画のふりかえりや(仮称)マザーレイクフレームワークの骨子イメージ(案)、琵琶湖保全再生法や計画等の見直しに係る基本的方針(案)などについてご審議いただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止しました。代わりに配布予定であった資料について、委員の皆様にご意見照会し、その結果をとりまとめました。【61ページ～65ページ】
- ・令和2年度は、琵琶湖保全再生計画の改定や(仮称)マザーレイクフレームワークの構築に向け、3回程度開催し、ご審議いただく予定です。

議事5 今後の審議会の開催について

(事務局より)

- ・滋賀県で策定している「コロナとのつきあい方滋賀プラン」のステージ(3段階)を判断の基準とし、それぞれのステージに応じて会議の開催方法等を検討し、適宜ご連絡させていただきます。

「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の概要

各ステージの説明

特別警戒 ステージ	<p>医療崩壊・感染爆発のリスクが高く、市中感染も拡大傾向にあり、活動の大幅な制限が必要となるステージ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活する上で必要不可欠な業種や活動のみ実施を認め、その他については自粛を要請。 ✓ 実効再生産数を80%削減する行動変容(5分の1ルール)が必要。
警戒 ステージ	<p>県内もしくは近隣府県で感染拡大のおそれがあり、状況が悪化すれば感染爆発や医療崩壊につながる可能性のあるステージ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ リスクの大きい場所や活動については制限を行い、リスクの小さい場所や活動については十分注意するか一部制限した上で実施。 ✓ 実効再生産数を50%削減する行動変容が必要。
注意 ステージ	<p>県内外における感染が一定抑制され、収束しつつあることが明確であり、三つの密等に注意しながら活動を再開するステージ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 元通りの生活に戻るのではなく、三つの密の回避、人との間隔の確保、マスクの着用、手洗いの徹底などの対策を継続しながら活動を実施。 ✓ 実効再生産数を30%削減する行動変容が必要。

※「実効再生産数」とは、「1人の感染者が何人に感染させるかを示す値」を意味する。

以下の2点に特に注意が必要

- ①注意ステージは元通りの生活に戻るのではなく、感染拡大に注意しながら生活する
- ②今後少なくとも1年以上は、発生状況によりステージが移り変わっていくことの認識を持つ

各ステージの判断指標

判断指標^{*1}のうちどれか一つでも満たすものがあれば、より悪いステージにあると判断する。ただし、参考指標の状況も鑑み、ステージの判断を行うものとする。

		特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ
		感染爆発・医療崩壊のリスクが高い →活動の大幅な制限	感染拡大のおそれがある →リスクに応じた対策を実施	感染が一定抑制されている →3密に注意して活動
判断 指標	大阪府および京都府の 緊急事態宣言の状況	-	大阪府または京都府に発令	大阪府、京都府に発令されて いない
	感染経路が不明な新 規陽性者数	7日間に複数確認 ^{*2}	7日間で1名まで ^{*3}	14日間連続ゼロ
	県内状況 入院患者受入病床の 稼働率	60%以上	30%以上	30%未満
	人工呼吸器等の 稼働率	60%以上	30%以上	30%未満
参考 指標	大阪府および京都府を除く 緊急事態宣言の状況	近畿および近隣県のいずれかに発令		近畿および近隣県のいずれ にも発令されていない
	県内の実効再生産数 ^{*4} (31~14日前までの平均)	1.5以上	0.7以上	0.7未満
	濃厚接触者を除くPCR 検査陽性率 ^{*5}	7日間平均3%以上	7日間平均3%未満	14日間0%
	K値 ^{*6}	0.5以上	0.05以上	0.05未満
	クラスターの発生 (7日間)	認められる		認められない

*1 今後、患者発生状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討。

*2 ステージダウン(特別警戒から警戒へ)は、7日間で1名までであることが必要。ステージアップ(警戒から特別警戒へ)は、感染爆発・医療崩壊のリスクが高い感染状況下(Rt=1.5以上またはK値=0.5以上等の参考指標も考慮)で複数確認された時点で移行。

*3 ステージダウン(警戒から注意へ)は、14日間連続で0名であることが必要。ステージアップ(注意から警戒へ)は、感染拡大のおそれがある感染状況下(実効再生産数=0.7以上またはK値=0.05以上等の参考指標も考慮)で、1名確認された時点で移行。

*4 1人が何人に感染させるかを示す値(Rt)。

*5 濃厚接触者および陽性確認の者を除くPCR検査陽性率

*6 1に近づくほど感染が拡大し、0に近づくほど感染が収束していることを意味する。(Nakano T., et al. 2020. doi:https://doi.org/10.1101/2020.04.25.20080200)

各ステージにおける感染拡大防止対策

各ステージにおける対策は、本県の感染状況、国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応

ステージ	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ	
医療体制	病院が医療崩壊防止のためのBCP発動	病院が特別警戒ステージに備えた準備	病院が適切な感染防止対策	
企業への呼びかけ	在宅勤務を推奨	在宅勤務を推奨	在宅勤務を推奨	
	時差出勤を推奨	時差出勤を推奨	時差出勤を推奨	
外出	渡航	発生地域から（へ）の不要不急の渡航自粛を呼びかけ、渡航後14日間の外出自粛を求める		
	県をまたぐ移動	自粛要請（Stay Home）	自粛要請（Stay Home Town）	万全の対策を前提に制限なし
	個人の外出	「滋賀1/5ルール」の徹底	「滋賀らしい生活三方よし」の実践	
イベント	自粛要請	自粛要請（一定規模のイベントは除く）	万全の対策を前提に制限なし	万全の対策を前提に制限なし
施設の使用	使用制限要請	使用制限要請	万全の対策を前提に制限なし	万全の対策を前提に制限なし

コロナとのつきあい方滋賀プラン ホームページ URL

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/311971.html>